2023 No. 601
12・1 月号

社会保険 ながさき

一般財団法人長崎県社会保険協会　長崎県長崎市松山町4番52号　TEL（095）844-7120　https://shaho-nagasaki.or.jp/

「雲仙市　橘神社の大門松」

年頭のご挨拶

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

皆様方には、お健やかによいお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございました。おかげ様で事業運営が円滑に推進されていることに厚くお礼申し上げます。

４年間続いた新型コロナウイルス感染症との闘いも新たなステージに入っていますが、2023年はウクライナ危機に加えて中東でも紛争が勃発し、世界情勢はますます混迷の度を深めています。わが国も、円安の進行や物価高等により社会・国民生活が甚大な影響を受けています。

わが国の社会基盤の一つである社会保険制度についても種々の見直し等が行われております。例えば、マイナンバーカードと一体化したことにより、今年の秋には健康保険証が廃止されます。また、少子化対策として、子育てしやすい環境の整備・充実が図られ、労働力不足対策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」等が策定されました。

本協会は、このような各種制度改正が円滑に進むように、日本年金機構並びに全国健康保険協会等の関係機関と連携しながら、広報誌「社会保険ながさき」を活用して、タイムリーな情報提供を行っていくほか、社会保険事務講習会等を開催し、制度改正を含む社会保険制度の周知と広報に努めてまいります。

また、会員の皆さまとそのご家族の健康増進や福利向上のための事業を引き続き推進してまいります。

さて、今年の干支は「辰」。十二支の中で唯一空想上の動物ですが、私たちも想像力を膨らませて今までになかったような「すばらしい世界」を実現したいものです。

本年も旧年同様、皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人長崎県社会保険協会
会　長（諫早地区幹事長）塚元　哲也
副会長（長崎南地区幹事長）山口　大輔
副会長（長崎北地区幹事長）川添　暢也
副会長（佐世保地区幹事長）村上　秀生

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

長崎県社会保険協会並びに会員の皆様方には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、厚生年金適用事業所にお勤めの短時間労働者の適用につきましては、その対象が段階的に拡大しているところですが、本年10月からは、従業員数51人以上の事業所が対象となる予定です。日本年金機構といたしましては、昨年より制度周知や実態調査などを実施し、円滑な制度改正に向けて尽力しているところですが、会員の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、政府のデジタル化推進により、当機構の業務におきましても電子申請が可能となっております。厚生年金保険の適用関係主要届出書の電子申請はもとより、社会保険料額などの電子データがe-Gov電子申請のマイページで受け取ることができます。電子申請の活用により、迅速かつ正確な事務処理も実現できますので、未実施の会員の皆様におかれましては、ぜひ導入のご検討をお願い申し上げます。電子申請の導入にあたりましては、年金事務所職員による電話・訪問サポートも実施していますので、お気軽にお問合せください。

最後になりますが、長崎県社会保険協会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご活躍を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構　長崎南年金事務所
所　長　本多　　敦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

長崎県社会保険協会並びに会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より当協会の事業運営に対してご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、協会けんぽは、令和５年度に更なる保健事業の充実に向けた取組みとして、生活習慣病予防健診の自己負担の軽減を行いました。令和６年度は、加入者の健康増進をより図ることを目的とし、付加健診の対象年齢を従来の40歳・50歳に加え、45歳・55歳・60歳・65歳・70歳に拡大することとしております。健診の受診率向上を図るなど、保健事業に一層注力してまいりますので、事業主の皆様におかれましては、従業員に対する健診受診に向けた働きかけ、事業所内での健康づくりの取組みを推進していただきますようお願い申し上げます。

また、令和６年秋には現行の健康保険証が廃止され、健康保険証とマイナンバーカードが一体化します。協会けんぽは、全ての加入者の皆様がマイナンバーカード（マイナ保険証）又は「資格確認書」により支障なく保険診療を受けることができるよう保険者としての役割を果たしてまいります。

引き続き全ての加入者の皆様が、健康を維持・増進し、良質かつ効率的な医療を享受することができるように尽力してまいりますので、変わらずのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、長崎県社会保険協会並びに会員の皆様のご健勝と、益々のご発展を心から祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会　長崎支部
支部長　橋本　純生

明けましておめでとうございます

佐世保年金事務所長、諫早年金事務所長

令和５年度
年金委員･健康保険委員功労者表彰

～受賞された皆様　誠におめでとうございます～

社会保険事業の推進に功績のあった年金委員・健康保険委員に対し、令和５年度「年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式」が11月22日に長崎県農協会館において開催されました。受賞された委員の皆様に心から敬意を表します。

令和５年度　年金委員・健康保険委員功労者被表彰者

○日本年金機構年金事務所対象者（13名）順不同

〔理事長表彰〕

1. 地域型年金委員　橋本　芳朗　様（長崎南）
2. 勝本町漁業協同組合　松本　和也　様（長崎北）
3. 佐世保卸団地協同組合　山﨑　邦彦　様（佐世保）
4. 聖栄陶器　有限会社　深井　澄子　様（諫　早）

〔理事表彰〕

1. 医療法人　共生会　森　美由紀　様（長崎南）
2. 株式会社　浜屋百貨店　里　美香子　様（長崎南）
3. 社会福祉法人 五島和光会 特別養護老人ホーム緑乃園　中村　広明　様（長崎南）
4. 長崎県年金協会　村田　浩美　様（長崎北）
5. 医療法人稲仁会　三原台病院　松尾　清孝　様（長崎北）
6. 社会福祉法人　生月福祉会　末永ゆかり　様（佐世保）
7. 株式会社　スエオカ　鴨川　史明　様（佐世保）
8. 医療法人　二輝会　辻　義則　様（諫　早）
9. 社会福祉法人 聖家族会 みさかえの園めぐみの家　小柳奈津美　様（諫　早）

○全国健康保険協会長崎支部対象者（11名）順不同

〔理事長表彰〕

1. 西肥自動車　株式会社　宮沢　幸恵　様（佐世保）
2. 社会福祉法人　五島会　谷川　順一　様（長崎南）

〔支部長表彰〕

1. 株式会社　大洋食品　小林　浩幸　様（長崎南）
2. 重松工業　株式会社　深澤　美保　様（長崎北）
3. 公益社団法人　長崎県食品衛生協会　野中　守　様（長崎北）
4. 社会福祉法人 秀峯会 特別養護老人ホームこえばる　神之浦真理　様（長崎北）
5. 株式会社　長崎かなえ　二宮　真理　様（長崎北）
6. 大栄開発　株式会社　鶴田　恵理　様（佐世保）
7. 西部環境調査　株式会社　梶原　敏浩　様（佐世保）
8. 株式会社　東洋トラスト特機　鳥羽　幸子　様（佐世保）
9. 公益社団法人 長崎県看護協会 在宅支援事業部　中村　佳織　様（諫　早）

社会保険事務講習会のお知らせ

会員事業所 参加費無料

厚生年金保険・健康保険の適用・給付等に関する事務手続きについて講習会を開催します。
多数のご参加をお待ちしております。

開　催　日	会　　場	定　員
令和６年２月　６日（火）	アルカス SASEBO（佐世保市三浦町）	50 名
令和６年２月 14 日（水）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	50 名
令和６年２月 16 日（金）	諫早商工会館（諫早市高城町）	50 名
令和６年２月 22 日（木）	有川総合文化センター（新上五島町）	50 名

《開会》13：10　《終了》16：10　　※新上五島町会場の日程等については、ホームページでご確認ください。

◆**対象者**　事業所の社会保険事務担当者　◆**参加費**　無料。（非会員事業所の方 3,000 円資料代等）
◆**講　師**　年金事務所及び協会けんぽ長崎支部のご担当者（社会保険労務士）
◆**内　容**　社会保険の適用、健康保険と年金の給付について
◆**お申込**　下記申込書をご記入いただき、FAX でお申し込みください。ホームページからもお申込みいただけます。
詳細については後日ご案内します。（FAX、メール申込は返信します）定員になり次第締め切ります。

社会保険事務講習会　参加申込書

※希望会場に○印を付してください。

開　催　会　場	1．佐世保	2．長崎	3．諫早	4．新上五島町
参　加　者　氏　名				
事　業　所　名 所　在　地	担当者 〒　　－ 電話　（　　）　　返信 FAX　（　　）			

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

一般財団法人長崎県社会保険協会
〒 852-8118 長崎市松山町 4-52　囲本社ビル５階
電話 095-844-7120　FAX 095-843-0449

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給したときは、支給日から５日以内に「賞与支払届」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。（令和３年４月からの取扱いです。）

保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

・資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「賞与支払届」の届出は便利な電子申請をご利用ください！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、**コストが掛からない**などのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。

電子申請に関するお問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）

0570-007-123（ナビダイヤル）「２番」をお選びください

050 から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913「２番」をお選びください

〈受付時間〉　月～金曜日：午前８時 30 分～午後７時
第２土曜日：午前９時 30 分～午後４時

※祝日（第２土曜日を除く）、12 月 29 日～１月３日はご利用いただけません。

ご提出にあたりご不明な点は**「電子申請相談チャット」**へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24 時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

※日本年金機構ホームページでは、電子申請の具体的な利用方法、電子申請に関する Q&A や、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

日本年金機構　電子申請

事業所向け 電子送付サービス をご利用ください

令和５年１月から、毎月の社会保険料額等をオンラインで取得できる電子送付サービス**「オンライン事業所年金情報サービス」**を開始しております。

サービスを利用いただくためには、「GビズID」を利用し、「e-Gov」のマイページから利用申し込みをする必要があります。初回の申し込み以降は定期的に電子データを受け取ることができます。

オンラインで取得できる事業所年金情報

① 社会保険料額情報	月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。
② 保険料増減内訳書	資格取得届の提出等により、前月と当月の社会保険料額に増減があった場合、増減の原因となった被保険者や標準報酬月額等を確認できます。
③ 基本保険料算出内訳書	９月分（毎年７月に提出していただく算定基礎届が最初に反映される月）の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
④ 賞与保険料算出内訳書	賞与保険料の内訳を被保険者ごとに確認できます。 賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。
⑤ 被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成する際に利用する被保険者の情報です。 （届書作成プログラムとは日本年金機構がホームページで無料で提供している届書を簡易に作成・申請できるプログラムです。）
⑥ 決定通知書等	届出された届書の処理結果を通知するものです。 （電子申請で届出を行った場合の決定通知書は対象外です。）
⑦ 保険料納入告知額・領収済通知書 **(R6.1 開始予定)**	社会保険料を口座振替で納付している事業所に対して、当月の口座振替額と前月の領収額を通知するものです。

「オンライン事業所年金情報サービス」利用方法

GビズIDでe-Govから電子申請を利用されている方は、すぐに利用申し込みができます！

STEP 1 GビズIDを取得

STEP 2 e-Govにログイン（GビズIDでe-Govマイページにログインします）

STEP 3 e-Govのマイページから利用申し込み

e-Govのマイページに届きます

GビズIDとは？ デジタル庁が運営している認証システムです。
ひとつのアカウント（ID・パスワードで複数の行政手続きが可能となるサービス）で、無料で利用できます。
社会保険の手続きに必要な「GビズIDプライム」の発行には２週間程度の時間を要しますので事前にご準備ください。

e-Govとは？ デジタル庁が運営している行政ポータルサイトです。
国の行政機関に対する申請・届出等の各種手続きをオンラインで行うことができるサービスで、無料で利用できます。

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については
日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構　オンライン事業所年金情報サービス　検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

医療費が高額になりそうなときは 限度額適用認定証を利用しましょう

入院や通院で医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」をあらかじめご申請いただき、健康保険証とあわせて医療機関毎の窓口に提示すると、各医療機関窓口での1か月（1日から月末まで）のお支払い額が自己負担限度額までになります。

※自己負担限度額は、被保険者の年齢や所得区分に応じて異なります。

例：70歳未満で標準報酬月額28万円の方が、1か月間に総医療費100万円かかった場合

限度額適用認定証を提示しないと

窓口での支払額 → **30万円**（自己負担3割）

一時的に高額な医療費を負担することになり、別途「高額療養費」の申請が必要です。

約3～4か月後に協会けんぽから払い戻しを受けることができます。

限度額適用認定証を提示すると

窓口での支払額 → **8万7,430円**（自己負担限度額）

支払いの時点で費用負担を軽減できます！

申請からご利用までの流れ

STEP 1
協会けんぽへ申請書をご提出ください。

▶

STEP 2
1週間から10日程度で限度額適用認定証をお届けします。

▶

STEP 3
医療機関等の窓口で保険証とあわせてご提示ください。

注意事項

- ●マイナンバーカードが健康保険証として使用できる医療機関（オンライン資格確認が導入された医療機関）で、マイナンバーカードを健康保険証として使用する場合は、限度額適用認定申請手続きは原則不要です。
- ●70歳以上の方は「高齢受給者証」により窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みますので限度額適用認定証の手続きは不要です。ただし、負担割合が3割負担かつ標準報酬月額が83万円未満の方と、被保険者の方が低所得者の場合は手続きが必要になります。
- ●同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費（払い戻し）の申請が必要になることがあります。
- ●申請から受け取りまで10日程かかります。余裕をもってお手続きください。

退職される方の健康保険証は 速やかに回収をお願いいたします

保険証が使用できるのはご本人・ご家族様ともに退職日までです！

退職された従業員様がいらっしゃいましたら、速やかにお勤めのご本人様（被保険者様）とご家族様（被扶養者様）の保険証の回収をお願いいたします。

退職日の翌日以降に誤って保険証を使用した場合は、協会けんぽが負担した医療費（総医療費の7～8割）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

退職日の翌日以降は使用できません！

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない事業所様へ

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康増進のため、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していない方（40歳から74歳の被保険者様）の健診結果データの提供をお願いしています。

健診結果データの提供対象者とは？

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診していますか？

- **Yes** → 健診結果は受診された健診機関から提出されますので、事業主様からの提供の必要はございません。今後も従業員様への健診受診の周知をお願いいたします。
- **No** → **健診結果データの提供を既にされていますか？**
  - **Yes** → 今後も健診結果のご提出にご協力をお願いいたします。
  - **No** → **事業者健診結果データの提供をお願いします。**

健診結果データの提供方法

「事業者健診結果データの提供に関する同意書」のご提出をお願いいたします。この同意書を基に、協会けんぽが健診機関へ、健診結果の提供を依頼します。

※健診実施機関から健診結果データが取得できない場合は、事業主様に健診結果の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

同意書の取得方法

同意書については、お手数ですが協会けんぽ長崎支部ホームページからダウンロードいただくか、協会けんぽ長崎支部までご連絡をお願いいたします。

〈ホームページ〉

【長崎支部トップページ＞長崎支部の健診・保健指導のご案内＞事業者健診結果データの提供をお願いします＞データ提供方法：「同意書はこちら」】

時間外受診は医療費が高額負担に！

急病でもないのに、深夜や休日といった時間外に受診する“コンビニ受診”は、割増料金がかかり、医療費が高額になることをご存じでしょうか？また、時間外受診は医師や看護師などの医療スタッフを減らしているため限られた検査や治療しか受けられなかったり、薬も最低限の日数分しか出せないなど医療費以外のデメリットもいっぱいです。さらに、軽症の患者が夜間や休日に受診することで救急医療の妨げになる場合もあります。緊急性がない場合は、なるべく診療時間内での受診を心掛けましょう。

※急病の場合は時間外でも受診ください。

全国健康保険協会 協会けんぽ 長崎支部

〒850-8537　長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

電話：095-829-6000

（受付時間/平日8：30～17：15）

協会けんぽ長崎　検索

メルマガ無料配信中

協会けんぽ長崎支部キャラクター ＼尾まがり猫家族／

日帰り温泉利用補助のご案内

お申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。利用券の発行はなくなり次第終了となりますのでご了承ください。

◆いいもり 月の丘温泉
☎0957-28-4141　諫早市飯盛町平木場279

◆川棚大崎温泉「しおさいの湯」
☎0956-82-6868　東彼杵郡川棚町小串郷237

◆壱岐 ステラコート太安閣
☎0920-47-3737　壱岐市郷ノ浦町本村触760-1

◆原城温泉「真砂」
☎0957-85-3155　南島原市南有馬町丁133

◆富江温泉センター たっしゃかランド
☎0959-86-3939　五島市富江町松尾662-2
工事のため休館中です。詳細はお電話でご確認ください

温泉利用券申込書（補助額200円）

事業所名 所在地等	事業所の住所　〒　－ 事業所名 電話番号　（　　）　ご担当者名

無料 職場の健康づくりを応援します。

職場で働く皆様の健康管理と
保持増進のサポートをいたします。
お気軽にお申し込みください。

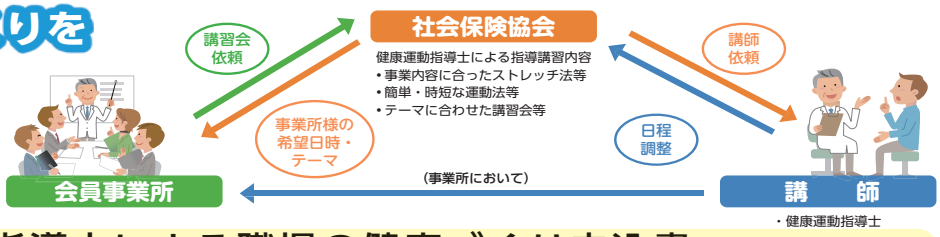

健康運動指導士による職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和　年　月　日（　） 時　分から　時　分まで	参加人数	名
希望する内容	例）主に机上作業が多いため、肩こり解消運動法　例）テーマはお任せ。講演と実技を交えた講習会　等		
事業所名		担当者	
事業所所在地	〒　－	電話　（　　）	

令和5年12月・令和6年1月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は予約制です。予約に関しましては市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、対馬市の予約は管轄年金事務所にお申し込みください。五島市、壱岐市の予約はテレビ電話相談予約電話へお申し込みください。
相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険事業概要
令和５年10月現在

	事業所数（船舶所有者数）	被保険者数	平均標準報酬月額
健康保険	24,090	261,815	157,922
船員保険	263	3,296	396,827
厚生年金保険	24,508	286,452	268,550

長崎南年金事務所　〒850-8533 長崎市金屋町 3-1　☎ 095-825-8707

開設日	時間	市町名	場所
令和5年12月7日(木)	9:00～12:00 13:00～14:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和5年12月14日(木)	11:00～12:00 13:00～15:00	五島市	奈留支所会議室
令和6年1月10日(水)	9:00～12:00 13:00～16:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和6年1月11日(木)	9:00～12:00	新上五島町	若松支所会議室

五島市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください
個室でプライバシーに配慮しています　むずかしい操作は一切ありません
予約制でお待たせしません　対面相談と同じ相談ができます
会　場：五島市役所　１階　第２相談室
（午前９時から午後４時まで　土日祝日、年末年始を除く）
予約電話：095-808-7639
（長崎南年金事務所　受付時間　午前９時 00 分～午後４時 00 分）

長崎北年金事務所　〒852-8502 長崎市稲佐町４-22　☎ 095-861-1354

開設日	時間	市町名	場所
令和5年12月7日(木)	11:00～12:00 13:00～15:00	西海市	大瀬戸コミュニティーセンター
令和5年12月20日(水)	14:00～17:00	対馬市	中対馬振興部
令和5年12月21日(木)	9:00～12:00 13:00～15:00	対馬市	上対馬総合センター
令和6年1月11日(木)	11:00～12:00 13:00～15:00	西海市	大島総合支所
令和6年1月17日(水)	13:30～17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター
令和6年1月18日(木)	9:00～12:00 13:00～16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室

壱岐市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください
個室でプライバシーに配慮しています　むずかしい操作は一切ありません
予約制でお待たせしません　対面相談と同じ相談ができます
会　場：壱岐市役所芦辺庁舎　１階　相談室
（午前９時から午後４時まで　土日祝日、年末年始を除く）
予約電話：095-861-1354
（長崎北年金事務所　受付時間　午前８時 30 分～午後４時 30 分）

佐世保年金事務所　〒857-8571 佐世保市稲荷町 2-37　☎ 0956-34-1189

開設日	時間	市町名	場所
令和5年12月5日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和5年12月7日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和5年12月12日(火)	10:30～12:00 13:00～15:00	平戸市	生月支所会議室
令和5年12月21日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和6年1月16日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和6年1月18日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和6年1月24日(水)	13:00～16:30	佐世保市	宇久行政センター会議室
令和6年1月25日(木)	8:30～12:00	小値賀町	小値賀町役場会議室

諫早年金事務所　〒854-8540 諫早市栄田町 47-39　☎ 0957-25-1662

開設日	時間	市町名	場所
令和5年12月6日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	波佐見町	役場相談室
令和5年12月13日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	島原市	島原市役所会議室
令和5年12月20日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	加津佐支所会議室
令和6年1月10日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	東彼杵町	総合会館
令和6年1月17日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	有家支所会議室
令和6年1月24日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	深江支所会議室
令和6年1月31日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	島原市	島原市役所会議室

一般財団法人長崎県社会保険協会
〒852-8118 長崎市松山町 4-52　囲本社ビル５階
電話 095-844-7120　FAX 095-843-0449

社会保険ながさき
2023 12・1 月号
No. 601
発行／一般財団法人長崎県社会保険協会　長崎市松山町４番52号　TEL(095)844-7120
記事提供／日本年金機構長崎南年金事務所／全国健康保険協会長崎支部